

報道関係者 各位

令和7年10月30日（木）

【照会先】

徳島労働局労働基準部監督課

監督課長 松浦 和久

監察監督官 森田 宏明

（電話） 088-652-9163

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～ 過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンを実施 ～

「過労死等防止対策推進法」では11月を「過労死等防止啓発月間」と定めており、厚生労働省では、過労死等^{（注）}を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるための取組を毎年実施しています。

この月間に、徳島労働局（局長 亀井崇）は、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催するとともに、「過重労働解消キャンペーン」として11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導を県下4つの労働基準監督署において実施するなどの取組を実施します。

（注）「過労死等」とは・・・

- （1）業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- （2）業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- （3）死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

資料1 「11月は過労死等防止啓発月間です。」

資料2 リーフレット「過労死等防止対策推進シンポジウム」

資料3 過労死等防止啓発月間ポスター「しごとより、いのち。」

資料4 リーフレット「11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です。」

資料5 リーフレット「過重労働解消のためのセミナー」

【過労死等防止啓発月間の取組概要】（資料１）

1 周知・啓発

（１）「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します（資料２）

過労死等を防止することの重要性について県民に周知するため、徳島で以下のとおり開催します。（※令和 7 年 10 月 2 日（木）に徳島労働局として報道発表済）

有識者や、過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

企業の経営者や労務担当者、企業で働いていらっしゃる方、そのご家族の方、将来の職業人生について考えている学生など、どなたでも参加いただけます。

○ 日時 11 月 20 日（木） 13:00～15:10 （受付 12:30～）

○ 場所 徳島大学 総合科学部 1 号館 301 講義室
（徳島市南常三島町 1 丁目 1 番地）

※ 車でお越しの場合は、リーフレット裏面に記載の臨時駐車場（無料）をご利用ください。

○プログラム

[過労死遺族の声] 過労死で亡くなられた方のご遺族がご登壇

[基調講演] かさぎ ゆうすけ
笠置 裕亮 氏（横浜法律事務所 弁護士）
「過労死・過労うつをなくすために」

[徳島労働局の取組み] 徳島労働局労働基準部監督課

○参加申込（参加費は無料）

以下の特設ホームページから「徳島会場」に事前にお申込みください。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

また、リーフレット裏面の参加申込書による申込も可能です。

（２）ポスターの掲示などによる県民に向けた周知・啓発を実施します

県民一人ひとりが自身にも関わることで、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、厚生労働省としてポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

このうち、県内の公共交通機関等では以下の場所に約 1 か月間ポスターを掲示します。（資料 3）

○鉄道：J R 四国 徳島駅、鳴門駅、阿波池田駅、阿南駅、鴨島駅、牟岐駅

○道路：道の駅 貞光ゆうゆう館

○空港：徳島阿波おどり空港

2 過重労働解消キャンペーン

(1) 長時間労働が疑われる事業場等への重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や、各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対して、重点監督を実施します。

(参考) 長時間労働が疑われる事業場に対して徳島労働局の労働基準監督署が令和6年度に実施した監督指導結果は、令和7年8月27日(水)に報道発表したとおりです。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/newpage_01927.html

(2) 働く方向けに「過重労働解消相談ダイヤル」等を実施します

11月1日(土)から11月7日(金)までの1週間(日曜日と祝日を除く。)を「過重労働相談受付集中期間」とし、徳島労働局の各労働基準監督署において、過重労働を中心に幅広く労働相談を受け付けるとともに、11月1日(土)に下記の相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けますので、情報提供をお願いします。

○過重労働解消相談ダイヤル

電話番号：0120-794-713 (フリーダイヤル)

実施日時：11月1日(土) 9:00～17:00

※労働基準監督官が、相談に対応します。

○労働条件相談ほっとライン【厚生労働省委託事業】

電話番号：0120-811-610 (フリーダイヤル)

実施日時：11月1日(土) 9:00～21:00

※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

また、「過重労働相談受付集中期間」を含め、下記の窓口で労働相談、情報提供に対応する体制を設けていますので、ご相談ください。

○ 徳島労働局の各労働基準監督署 (開庁時間 平日 8:30～17:15)

○ 労働条件相談ほっとライン【厚生労働省委託事業】

平日夜間・土日祝日に無料で相談を受け付けています。

[電話番号] 0120-811-610 (フリーダイヤル)

[受付時間] 月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00

○ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法などの違反が疑われる事業場の情報をメールで受け付けます。

[URL] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

（３）労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、県内の使用者団体や労働組合など以下の 13 団体に、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、徳島労働局長名による文書での協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

また、自社の働き方改革等により、取引先中小事業者に「しわ寄せ」が生じることのないように傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。

（「しわ寄せ」の防止について資料 4）

○徳島県経営者協会、徳島県中小企業団体中央会、徳島県商工会議所連合会、徳島県商工会連合会、一般社団法人徳島経済同友会

○日本労働組合総連合会徳島県連合会

○一般社団法人徳島県労働基準協会連合会、一般社団法人徳島県医師会、一般社団法人徳島県トラック協会、一般社団法人徳島県バス協会、徳島県タクシー協会、一般社団法人徳島県建設業協会、徳島県社会保険労務士会

（４）労働局長による「ベストプラクティス企業」への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が、県内企業における取組の気運の醸成を図るため、地域において長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業へ職場訪問を行い、長時間労働削減に向けた取組事例を収集し、広く紹介します。

詳細は、本日、別途報道発表します。

（５）企業の実務担当者向けに各種オンラインセミナーを開催します （資料 5）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11 月～1 月に、オンラインにより、「過重労働解消のためのセミナー」を実施します。過重労働防止に関連する基本ルールのほか、各講師の専門分野から重点テーマを設定し、以下の 5 テーマに分けて開催します。また、特別企画として、「業務効率化セミナー」をオンラインにより実施します。（いずれも厚生労働省委託事業）ぜひ、お申込みください。

○参加申込 （参加費は無料）

以下の特設ホームページからお申込みください。どなたでも参加できます。

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

○ 5 テーマ

①過労死等労災認定基準から見た過重労働の防止

（副業・兼業、テレワークの留意点を含む）

②過重労働とパワハラ防止

（年次有給休暇、各種ハラスメントを含む）

③過重労働とメンタルヘルス

（過労死等防止対策大綱、ストレスチェックを含む）

④過重労働と健康障害防止

（下請等中小事業者へのしわ寄せ防止を含む）

⑤過労死等に係る損害賠償請求事例と上積み補償

（フリーランスと過重労働、定額残業代制度を含む）

11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、**過重労働解消キャンペーン**を実施しています

1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

労働相談を実施します

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和7年11月1日(土)
9:00~17:00

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時

2025年11月20日(木)

13:00~15:10 (受付12:30~)

会場

徳島大学 総合科学部1号館
301講義室

(徳島市南常三島町1丁目1番地)

基調講演

**「過労死・過労うつを
なくすために」**



横浜法律事務所 弁護士

笠置 裕亮 氏

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省 後援：徳島県、徳島市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議
徳島弁護士会、連合徳島、徳島労連

二次元バーコードを7
読み込んで下さい。

徳島会場

会場のご案内

徳島大学 総合科学部1号館 301講義室

(徳島市南常三島町1丁目1番地)

プログラム

[過労死遺族の声]

[基調講演]

「過労死・過労うつを なくすために」

笠置 裕亮 氏 (横浜法律事務所 弁護士)

[徳島労働局の取組み]

徳島労働局 労働基準部監督課

笠置 裕亮 氏 横浜法律事務所 弁護士

東京大学法学部、東京大学法科大学院卒。2013年弁護士登録。横浜法律事務所所属。日本労働弁護団常任幹事、過労死弁護団全国連絡会議事務局弁護士。

被災者・遺族側の代理人として、多数の過労死事件を担当。

著書に「こども労働法」(日本法令、共著)、「労働時間規制と過労死」(労働法律旬報1831・32号61頁、共著)、「新・労働相談実践マニュアル」(働く人のための労働時間マニュアルVer.2)(日本労働弁護団、共著)等。

参加申し込みについて

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



※臨時駐車場は変更になる場合があります。

◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX: ●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供いたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針」(<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

しごととより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心に、全国47都道府県、
48か所で開催しています。

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)



「過重労働解消キャンペーン」を実施します。/ 令和7年11月1日(土)に全国一斉の
過重労働解消相談ダイヤル ▶ 0120-794-713

相談無料



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら
厚労省 過労死防止

検索

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



STOP!
しわ寄せ



その無理な発注の「しわ寄せ」で 取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

STOP!
しな寄せ

大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとすること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

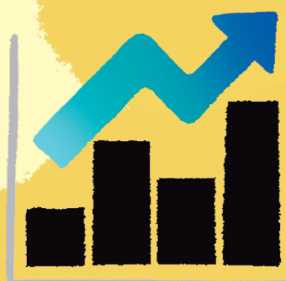
過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日(土) 9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

インターバル制度や
IT活用など、明日から使える
事例や法令を学べる！



過重労働

解消のためのセミナー

参加費
無料

オンラインセミナー

過重労働防止に関連する基本ルールのほか、各講師の専門分野から重点テーマを設定し、5テーマに分けて開催します。

- ★過重労働の影響
 - ★過労死等の労災補償状況
 - ★過重労働による健康障害防止
 - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- オンラインセミナーでは、上記テーマ以外に
ITなどを用いた業務効率化セミナーも実施します！

- ・ zoom 開催
- ・ 5テーマに分けて開催
- ・ 1回 120～150分(休憩 10分)

リアルセミナー

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実践的に使える知識**」を提供します。

- ★法令、ガイドライン等のポイント解説
 - ★過重労働に関する脳・心臓疾患、
精神疾患にかかる裁判例
 - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

- ・ 47都道府県開催
- ・ 1回 120～150分(休憩 10分)

令和7年10月から令和8年1月まで 詳細は2次元コードからご確認ください。

詳細・お申込みはホームページから
<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー 検索

携帯電話・スマホからでも ➡



令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」
運営事務局 株式会社広済堂ネクスト
〒105-0023 東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館13F
TEL 050-8894-5990 受付時間 平日9:00～17:00
(土日・祝日およびお盆休み(8月9日～17日)を除く)
令和8年1月末日まで電話受付